

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

国保税の子供の均等割の減免について伺います。このことについては、これまでも質問してきましたが、国がようやく来年度から子育て世帯の負担軽減を進めるとして未就学児に係る均等割額の5割を軽減することとしました。7割、5割、2割の軽減措置されている世帯には、そこからさらに上乘せされます。子育て世帯の負担軽減を求めてきた粘り強い運動の成果だと思えます。国保に新たな公費を投入することは一歩前進ですが、軽減対象を未就学児に限ってとしていることは子育て支援策としては十分とは言えません。子育て世帯の負担は未就学児よりも年齢が上がるにつれ子供が成長するに従って重くなっていきます。収入のない子供にまで保険税を課す子供の均等割負担は子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行しています。コロナ禍での生活支援、そして子育て支援を進めるため、減免対象を未就学児に限定しないで18歳まで拡大して実施するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が第204回国会で可決され、令和4年度から全ての国民健康保険被保険者の未就学児を対象に均等割額を5割軽減することになったことは議員がおっしゃるとおりです。現行の7割軽減は8.5割軽減に、5割軽減は7.5割軽減に、2割軽減は6割軽減に、軽減対象外の方が5割軽減に、それぞれ軽減率が拡大され、その財源は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担することとなります。

美郷町で対象となる未就学児は令和3年3月末時点で52名おり、対象者の現行における軽減後の均等割課税額の総計が約30万円から制度改正後には総計約65万円に軽減されることとなります。

さて、議員御質問の「子供の均等割軽減を18歳まで拡大する」ことについてですが、現行制度においては、市町村単独事業として子供の均等割軽減を実施している市町村は調べた範囲では東北で4市、全国で40市町村、秋田県内ではありません。

子供の均等割軽減については、国民健康保険が法に基づく全国一律の医療保険制度として運用されている以上、導入についても全国一律で導入されるべきと考えており、そのためこれまでも

県町村会を通じて国に制度化の要望をしてきているところです。引き続き、全国一律の制度として国が制度拡充するよう町村会を通じて国に要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 全国一律の制度に拡充していくということで、これは以前からもこのような答弁でありましたけれども、例えば子供の医療費無料化制度などもまだ国の制度とはなっておりませんが、各自治体が独自に支援策を拡充していく中で全国的に広がっていき、大変子育て世帯の方に喜ばれています。国保制度ではありますけれども、この子供の均等割は子育て支援の立場で拡充をしていく、これが全国知事会もまた市町村長会も求めていることであります。いろいろな子育て支援の町で行っている様々な政策の一つ、一環としてぜひ他町に先駆けてこれを実施していただきたいものだと、これは以前からも求めてきたことでありますけれども、この制度が拡充したことに伴って、ぜひこれを進めていただきたいものだと思います。その点で、またもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

賦課と受益とは全く別物でありますので、議員がおっしゃったことは御意見として受け止めながら、先ほど答弁いたしましたとおり国の制度として、引き続き県町村会を通じて全国的に展開されるように要望してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 学校トイレに生理用品を設置することについて質問いたします。

コロナ禍で生理の貧困が可視化され、全国で生理用品を無償提供する自治体が広がっています。当町でも実施を決めたことは歓迎するものです。ぜひ一時的な措置にとどめることなく、今後継続を望むものです。

生理の貧困が問題となる中、貧困対策にとどめず、学校のトイレにトイレットペーパーのように生理用品の常備も当たり前になるようにという声もこの間広がっています。東京の多摩市や神奈川県大和市などのように小中学校の女子トイレの個室や洗面台付近に常備し、誰でも自由に使えるようにしている、こういう自治体が増えてきています。宮城県でも多賀城市に次いで大河原町でも学校トイレに配備することを決めました。

当初、国は3月に打ち出したコロナ禍の女性の支援策で初めて女性用品の名で生理用品提供を

補正予算に盛り込んだものの、学校支援は対象でないとしていましたが、学校配備を求める女性団体などの運動や国会での質問などを受け、運用を発展させています。文科省は4月に生徒・学生への支援や手にとりやすい場所、保健室のほかにもなどと提供方法や配置場所の工夫などについて通知を出しています。コロナ禍に限らず必要とする児童生徒が保健室に行かなくても安心して入手できるよう学校のトイレに生理用品を設置し、子供たちの教育環境を整えるべきだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町内の小中学校では、児童生徒が学校生活の中で生理用品を必要としたときのために保健室に生理用品を50個から100個常備し、提供しております。今年4月からのその利用状況は、3小学校においてそれぞれ1人・3人・利用者なしで、中学校において4人でありました。

また、学校での生理用品に関する指導は保健の授業の中の性教育においてや、宿泊を伴う行事の前に養護教諭や女性教諭によってなされております。そして、保健室利用についての指導を通して困ったときには養護教諭や女性教諭に相談するよう周知しているところであります。

そのような中で、町長の行政報告にありましたように町福祉保健課において、コロナ禍において生理用品の購入が困難な方を支援するために生理用品を無償で提供することとしております。その生理用品については、児童生徒の活用も見込まれますので、町教育委員会が学校を通じて保護者に周知を図ってまいります。

さて、御質問のありました保健室以外への生理用品の配置については、議員御指摘のように文部科学省からことし4月の事務連絡において、「生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう提供方法や配置場所等の工夫などを御検討いただきたい」との要請文がありました。

これを受けて、町教育委員会としましては、言い出しにくい児童生徒のことも考慮して、どのように対応をしたらよいかについて、校長会などで検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 今後、校長会で検討していくというような御答弁でしたけれども、神奈川県の大和市の例をちょっと御紹介いたしますが、生理用品を10枚程度を巾着袋に入れて、そし

て洗面台付近につるして自由に使えるようにしているということでした。そして入替え、補充するのは掃除の担当とか、そういうようなこと、あとほかの地域、東京の多摩市などは個室にも備えているという、ケースに入れてですね、そういうようなことで、やっぱり保健室まで行くのはとか、言い出しにくいとか、そういう例もいろいろこれまでの女性団体の運動などでも紹介されています。保健室まで行くのは嫌なので子供たち同士で貸し借りをしているとか、そういうこともあったような、そういう、全国の例ですけれどもそういうこともあります。ぜひ誰でも必要なときにトイレットペーパーのようにトイレに行ったらすぐ使える、目の前に置いてあるというような、そういう環境整備をしていただきたいものだと思います。生理用品は必需品ですので、ぜひ子供たちが安心していつでも利用できるような態勢づくりを進めていただきたいと思います。自治体によって先進事例いろいろありますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの御質問にお答え、再質問にお答えいたします。

ただいまの情報も参考にしながら子供たちの、この美郷町内での必要の実態状況、それを踏まえてそれらを置いたときの管理面のこと、その他様々な側面もありますので、総合的にその辺を検討して校長会等で検討して今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。